

小千谷市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和元年9月24日

小千谷市監査委員 佐藤 昭夫
同 山賀 一雄

小 監 第 3 7 号 2

令和 元年 9 月 2 4 日

小千谷市長 大 塚 昇 一 様

小千谷市監査委員 佐 藤 昭 夫

同 山 賀 一 雄

定期監査結果に関する報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

記

1. 監査対象

千田小学校・和泉小学校・千田中学校

2. 監査の期間

令和元年 9 月 6 日 ～ 令和元年 9 月 2 4 日

3. 監査の方法

監査対象校の事務の執行について、関係諸帳簿、財産及び物品の調査をするとともに、関係資料の提出及び関係者の説明を聴取して行った。

4. 監査の結果

各学校とも諸帳簿整理、財産及び物品の管理について、おおむね適正と認めた。

小 監 第38号 2

令和 元年9月24日

小千谷市長 大 塚 昇 一 様

小千谷市監査委員 佐 藤 昭 夫

同 山 賀 一 雄

定期監査結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

記

1. 監査対象

岩沢保育園、真人保育園

2. 監査の期間

令和元年9月6日 ～ 令和元年9月24日

3. 監査の方法

監査対象保育園の事務の執行について、関係諸帳簿、財産及び物品の調査をする
とともに、関係資料の提出及び関係者の説明を聴取して行った。

4. 監査の結果

諸帳簿の整理、財産及び物品の管理について、おおむね適正と認めた。